

第3次十和田市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、第3次十和田市総合計画の策定にあたり、民間の豊富な経験と専門性を活用するとともに、策定に係る業務を円滑に遂行するために必要となる支援業務を受託する事業者を選定する手続を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名 第3次十和田市総合計画策定支援業務

(2) 委託内容 別紙のとおり（第3次十和田市総合計画策定支援業務 仕様書）

(3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで

(4) 上限額 39,751,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和7年度 22,196,900円、令和8年度 17,554,900円）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

3. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

(4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）（以下「条例」という。）に該当していないこと。

(5) 公告日から契約日までの間、十和田市の指名停止措置を受けていないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、国・地方公共団体による人口推計、経済分析、総合計画策定関連業務、その他それに類する業務に関する契約実績を有すること（現在進行中の案件を含む。）。

また、会社合併があった場合は、現在の法人との関連性が証明することができれば、実績として扱うこととする。ただし、再委託による契約実績は含まないものとする。

(8) この実施要領に規定する内容を遵守できること。

4. 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

令和7年5月30日（金）から令和7年6月12日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式1）、業務実績書（様式2）、誓約書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。件名は、「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

- ① 本プロポーザルの参加承認の可否は、令和7年6月13日（金）午後5時までに電子メールで通知する。
- ② 市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和7年6月13日（金）午後5時までに連絡がない場合は、担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式6）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「第3次十和田市総合計画策定支援業務」

(2) 提案内容

企画提案書の提出にあたっては、仕様書、市ホームページ掲載の「第3次十和田市総合計画策定方針」を考慮し、評価基準書の項目について提案すること。

- ① 企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえ、次の視点を含めて作成すること。
 - ・総合計画と総合戦略の統合について分かりやすい提案となっているか。
 - ・地域特性を理解し、市の「強み」・「弱み」・課題等を的確にとらえる提案が複数なされているか。
 - ・市民参画の手法等に独自性のある提案か。また、市民の意見を取り入れる有効な手法の提案が複数あるか。
 - ・会議等の運営支援について、どのような支援が可能か。
- ② 見積書：様式は任意とし、消費税抜き価格で記載すること。また、年度別の内訳を必ず明記すること。

(3) 提出要領

① 提出書類

公募型プロポーザル届出書（様式3）、企画提案書、見積書（年度別）、業務工程表、業務実施体制調書（様式4）会社概要（パンフレット等で可）。

② 提出部数

- ・紙媒体10部（公募型プロポーザル届出書、見積書（年度別）、会社概要は2部）

③ 提出先

十和田市企画財政部政策財政課 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

④ 提出期限

令和7年6月19日（木）午後5時まで（必着）

⑤ 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限必着のこと）※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

⑥ 提案様式

指定しない。ただし、A 4 サイズ15枚以内（表裏30頁、表紙含む。）とする。

⑦ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

⑧ その他

提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

6. 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和7年6月23日(月)午後1時30分から開始予定（詳細は別途通知）

(2) 実施場所

十和田市役所

(3) 企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者が行う。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。当日の参加方法については、オンライン（Z o o mを使用）も可とする。説明時間は20分以内とし、その後質疑応答20分以内を行う。

(5) その他

パワーポイント資料や映像資料等の使用については、任意とするが、企画提案書等と同一内容とすること。会場には電源、モニター（テレビ）、HDMI ケーブルを用意する。パソコン等のプレゼンテーションに必要な機材等は提案者で用意すること。

7. 審査概要

市職員で構成される、第3次十和田市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

(1) 審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。なお、評価点はそれぞれの評価点の合計とする。

① 優先交渉権者の選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応

ア 提案者それぞれの評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。
くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。

② 有効な提案者が1社のみのときは、それぞれの評価点が60点以上であり、市が適正な提

案と判断する場合は、その者を第一交渉権者とする。

(2) 委員及び審査の内容について

選定委員会の委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期するため、原則、非開示・非公表とする。

(3) 審査結果の通知、公表

選定結果については、令和7年6月27日(金)午後5時までに市ホームページ上にて公表するとともに、参加のあった全ての事業者に対し、メール及び文書で通知する予定である。また、市ホームページでの公表内容に関しては、第一優先候補者名のみとする。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

その他、参加のあった事業者名を、A社、B社とし、採点結果を公表するものとする。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積価格が委託上限額を上回る場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 条例に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められたとき
 - ② 暴力団員と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していると認められたとき）
- (8) 特別な事由が無く、市が指定するプレゼンテーションへの不参加又は時間に遅れた場合
- (9) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合

9. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年5月30日(金)から令和7年6月10日(火)午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

市ホームページから「質問書（様式7）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、担当部署宛に電子メールにて提出すること。送信の際の件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。なお、電話及び来訪による質問は受付しない。

(3) 質問への回答

回答は、正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和7年6月11日(水)午後5時までに、各質問参加者からの質問及びその回答の全てを、市ホームページへ掲載する。

10. 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行う。

11. その他

(1) 応募に関する事前説明会は開催しない。

(2) 提出された申請書等の書類は返却しない。

(3) 本募集に係る書類等の作成及び提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(4) 十和田市情報公開条例（平成17年条例第11号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。

(5) 本要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。

12. 担当部署

担当者：十和田市企画財政部政策財政課政策企画係 担当 大久保・太田

電 話：0176-51-6710（直通）

住 所：〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

FAX：0176-24-9616

Eメール：seisakuzaisei@city.towada.lg.jp